

# 公益財団法人 沖縄県平和祈念財団役員等の報酬及び 旅費等の支払いに関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県平和祈念財団(以下「財団」という。)定款第18条第1項第3号で定める評議員に対する報酬等の支給の基準及び同条第2号で定める理事及び監事の報酬等の額に関し必要な事項を定める。

## (評議員報酬等)

第2条 定款第18条第1項第3号の評議員の報酬等の支給の基準は次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は、定款第16条の規定により、支給しない。
- (2) 評議員が評議員会等に出席したときは、第4条の旅費の額を準用して支給する。

## (役員報酬)

第3条 定款第33条で定める役員の報酬の支給の基準は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の報酬の支給基準は、会長、副会長及び常務理事以外の理事又は監事が、業務として評議員会、理事会、監査又はその他会合、各種イベント、事務調整等(以下「会合等」という。)に出席したときにおいて適用する。
- 3 常務理事が事務局長の職を兼ねるときは、役員報酬を支給しない。

## (旅費及び費用弁償)

第4条 旅費は、会議旅費と出張旅費に区分する。

- (1) 会議旅費は、役員(会長、副会長を含む。)が財団の職務のため、前条第2項の会合や催事等に出席したときの旅費とし、支給の基準は、別表2のとおりとする。
  - (2) 出張旅費は、役員(会長、副会長及び常務理事を含む。)が財団の職務のため、前号の会議旅費以外の出席や県内外における会議、事務調整その他のため旅行をしたときの旅費とし、その旅行に要した費用とする。
- 2 事務局長の職を兼ねる常務理事が前項の旅行をしたときは、本規程にかかわらず財団職員の給与及び旅費に関する規程を適用して支給するものとする。
  - 3 前2項の旅費の額は、可能な限り最小限となるように努めるものとする。ただし、団体旅行により旅行をするときは、主催者の設定した旅費を支給することができる。

## (職務に要した費用)

第5条 定款第16条第3項に定める評議員又は、第33条第3項に定める役員が、報酬の額以外にその職務を行うために要した費用は、その実費とし、領収書等に基づき支払うものとする。

(支給方法)

第6条 本規程に定める報酬及び旅費並びに職務に要した費用の支給方法については、事務局職員の例による。

(委任)

第7条 この規程について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021(令和 3)年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021(令和 3)年 10 月 1 日から施行する。

別表1 (第3条関係 役員報酬の支給の基準)

(単位:円)

役員	報酬の額
会長	月額 20,000
副会長	月額 10,000
常務理事	月額 100,000 (通勤手当込み)
理事	日額 5,000
監事	日額 5,000

別表2 (第4条関係役員旅費の支給の基準)

(単位:円)

会議場所 所在地	南部地区	那覇市内	中部地区	北部地区
南部地区	1,000	2,000	3,000	4,000
那覇市内	2,000	500	2,000	3,000
中部地区	3,000	2,000	1,000	2,000
北部地区	4,000	3,000	2,000	1,000